

介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料や高額介護（予防）サービス費、補足給付における年金収入等の基準額が80万円から80万9,000円に変わります

◆23ページ 補足給付（特定入所者介護サービス費）について

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり） 令和7年8月から

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費（滞在費）				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設
1	生活保護受給者の方等	要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
2	世帯全員が市市民税非課税 老齢福祉年金受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
3-①	公的年金等収入金額（非課税年金を含む）+その他の合計所得金額が80.9万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
3-②	公的年金等収入金額（非課税年金を含む）+その他の合計所得金額が80.9万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【1,000円】
3-③	公的年金等収入金額（非課税年金を含む）+その他の合計所得金額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 【1,300円】

◆39ページ 高額介護サービス費について

自己負担の限度額（月額） 令和7年8月から

区分	限度額
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の方	140,100円（世帯）
課税所得380万円以上690万円未満（年収約770万円以上約1,160万円未満）の方	93,000円（世帯）
市市民税課税世帯で課税所得380万円（年収約770万円）未満の方	44,400円（世帯）
世帯全員が市市民税非課税	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金受給者の方	24,600円（世帯）
・前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80.9万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護受給者の方等	15,000円（個人）

◆39ページ 高額医療・高額介護合算制度について

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者 令和7年8月から

区分	限度額
課税所得	690万円以上 212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般（市市民税課税世帯の方）	56万円
低所得者（市市民税非課税世帯の方）	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方（年金収入のみの場合80.9万円以下の方）	19万円

◆40・41ページ 介護保険料について

令和7年4月から

所得段階	対象となる方	調整率	保険料（年額）
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市市民税非課税の方	基準額×0.285	22,230円
第2段階	世帯全員が市市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方	基準額×0.485	37,830円
第3段階	80.9万円超120万円以下の方	基準額×0.685	53,430円
第4段階	120万円超の方	基準額×0.90	70,200円
第5段階	世帯の誰かに市市民税が課税されているが、本人は市市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方	基準額×1.00	78,000円（基準額）
第6段階	80.9万円超の方		

※第6段階以上は変更なし

長寿福祉係と包括ケア推進係が統合されることに伴い、問い合わせ先が変わります

◆34・35ページ

（変更前）高齢福祉課包括ケア推進係
☎23-3600



（変更後）高齢福祉課長寿福祉係
☎55-5114